

日本外交文書

大正九年 第二冊下卷

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、歐洲大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 对中国関係事項

(三) 主として対欧洲関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等を行なわれていない。

但し、使用漢字については、特別の場合を除いては当用漢字の新字体を用いて差支えないこととした。

五、大正九年の本書は同年中に展開された中国関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また対欧洲関係文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

七	南潯鐵道ニ關スル件……………	三九
八	四洮鐵道ニ關スル件……………	三三
九	日中軍事協定廢棄ニ關スル件……………	六〇
一〇	福州ニ於テ日中兩國人衝突一件……………	六六
一一	中国ノ日貨排斥運動ニ關スル件……………	七七
一二	湖南地方ニ於ケル南北兩軍間抗戰ノ際ノ日本側被害一件……………	八三
一三	中国内政關係雜件……………	九九
	附録 日本外交文書大正九年第二冊日附索引	

(以上下卷)

- 一 対独平和条約実施後ノ山東問題ニ関スル件
- 二 中国改革借款一件
- 三 米国提議ノ对中国新借款団ニ関スル件
- 四 安徽直隸両派間抗戦ニ関スル件
- 五 日本公使館ニ於テ徐樹錚等庇護一件
- 六 中国ヘノ兵器供給ニ関スル件

(以上上巻)

事項七 南潯鉄道ニ関スル件

五二一 一月三十一日

内田外務大臣ヨリ
高橋大蔵大臣宛

南潯鐵路公司二十五万円借款承認ノ件

機密政一送第二八号

今般江西南潯鐵路公司ヨリ台湾銀行ニ対シ金二十五万円借款申出有之右ハ旧年末決済資金ニ充当スルモノニテ要項別紙写ノ通ナル趣ヲ以テ右承認方同行ヨリ伺出有之候処本借款ハ使途モ明確ニシテ金額モ少ナク政費ニ流用セラルル虞無之モノト認メ一月三十日承認ヲ与ヘ置候条此段申進候也

(別紙)

江西南潯鐵路公司借款要項写

- 一、金額 邦貨貳拾五万円也
- 一、利息 月一分
- 一、期限 六ヶ月

但整理借款成立ノ上ハ本借款期限内ト雖モ返済ノ事

- 一、担保 現在借款金拾五万円ノ担保トシテ差入レ居ル土地全部即竜開河九江停車場附近土地合計三三二二

七 南潯鉄道ニ関スル件 五二一 五二二

敬三三

此時価約銀五四七、〇〇〇元

- 一、保証人 九江道尹、知事
- 一、本借款償還基金トシテ毎日相当額預入ノ事
- 一、用途 旧年末決済資金

五二二 二月二日

内田外務大臣ヨリ
在九江河西領事宛(電報)

南潯鐵路公司台銀三二十五万円借款申込ニ対シ承認ヲ与ヘタル件

第一号

南潯鐵路公司ヨリ台湾銀行ニ対シ金二十五万円借款申出アリ右ハ旧年末決済資金ニ当テ条件ハ期限六ヶ月利息月一分担保旧借款十五万円ノ担保タル土地全部、償還基金毎日收入金中ヨリ相当額ヲ預入ルルコト等ナリ右ハ使途モ明確ニテ事情止ムヲ得サルモノト認メ一月三十日承認ヲ与ヘタリ御含迄

六三九